

地域スポーツクラブ活動育成事業
スポーツハラスメント防止・予防啓発事業業務委託に係る企画提案仕様書

1 委託業務名

スポーツハラスメント防止・予防啓発事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

3 委託業務の目的

スポーツハラスメントは、スポーツの現場における「暴力」、「暴言」、「差別」などの、安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為であり、指導者と選手間のみならず、スポーツ現場の関係者の「誰によっても」「誰に対してであっても」起こりえる行為とされている。令和5年度に沖縄県スポーツ協会が、スポーツ活動に参加する子どもを持つ保護者を対象にしたアンケートによれば、「怒鳴る（怒る）指導に対する考え方」に対して、「競技力が向上するならあってもよい」との回答が3割を超えた。これは、全国の3倍以上となる。

このような保護者の考えに一石を投じ、スポーツに関わる子ども達の健全育成の為に、スポハラ防止に向けた行動に取り組む必要がある。

本事業では、スポーツハラスメントの防止及び予防啓発について関係者の理解を深め、良好なスポーツ環境の改善を図るための事業とする。

4 委託業務の内容

(1) 講演会の企画

なお、講演会を実施するにあたり、以下の業務を行うものとする。

- ① 開催方法：ハイブリット開催（オンライン配信についてはZoomを使用）
- ② 会場設営、オンライン配信準備、現場対応、撤去
- ③ 運営等の全体総括（総括責任者、進行担当、受付担当、司会の配置等）
- ④ 講師の選定や交渉、調整業務
- ⑤ 案内表示等の作成、資料作成
- ⑥ 参加者への周知・広報、アンケート調査の実施、結果の取りまとめ及び報告
- ⑦ 研修・講演会の概要（想定）

ア 開催期日：11月20日（木）

イ 対象：スポーツ活動に参加する子どもを持つ保護者

県内競技団体・競技指導者、県内市郡体育（スポーツ協会）関係者

沖縄県中学校体育連盟関係者、沖縄県高等学校体育連盟関係者

ウ 主催：沖縄県、沖縄県教育委員会、（公財）沖縄県スポーツ協会

エ 開催場所：沖縄県立総合教育センター 多目的研修棟

オ 内容：・開催趣旨説明

- ・行政説明（地域展開の現状について：県庁職員）
- ・講演

カ 講 師：講演会の趣旨に合致している著名な方
（講師のオンラインによる参加も可）

キ 定 員：150 名

ク 申込方法：事前申込制。（申込数が定員を超える場合は抽選を行う。）

ケ 参 加 費：無料

(2) スポーツハラスメント予防啓発コンテンツ

- ① 講演会内容のオンライン視聴
- ② 講演会内容のオンデマンド配信（講演後：1～2ヵ月程度）

(3) 上記のほか、予算の範囲内でスポーツ関係者、保護者の理解につながる広報啓発等、独自の企画を提案することができる。

(4) (1)から(3)までの共通事項について

- ① 調査結果及び参加者情報、制作物については沖縄県に帰属するものとする。
- ② 上記に係るスケジュール表及び実施計画を策定すること
- ③ 実施計画については、必要に応じて適宜修正すること
- ④ 事業実施について、沖縄県、沖縄県教育委員会、（公財）沖縄県スポーツ協会と調整のうえ実施すること。

(5) 精算及び完了報告の取りまとめ

- ① 上記(1)～(4)に係る委託業務完了報告書の作成（1部）
 - ② 上記(1)～(4)に係る事業実施報告書の作成（10部）
 - ③ 上記(1)～(4)に係る事業実施報告書（概要版）の作成 10部
 - ④ ②及び③に係る電子ファイルの作成
 - ⑤ 上記(1)～(4)に係る精算報告書の作成（1部）
 - ⑥ 上記(1)～(4)に係る経費の支払関係証拠書類の整理・保管
- ※⑤、⑥は月毎に管理しそれぞれが符合するように整理すること。なお、沖縄県において、中間検査を実施予定である。

5 提案上限額及び経費の計上

(1) 提案上限額 3,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる場合がある。

(2) 経費の計上

- ① 経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この業務を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- ② 経費は税抜価格とし、各経費の総額に消費税率を乗じて総事業費を算出すること。
※ 1円未満の端数については切り捨てるものとする。（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照）
- ③ 積算の費目については、以下の内容で示した費目を基準に作成し提出すること。

経費項目	内 容
I 直接人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費 ※1 正規職員と同等以上で一定の経験がある者を臨時的に雇用する場合であっても直接人件費になりえる。 ※2 業務の補助を行う補助員（アルバイト等）は補助人件費として直接経費に計上する。 ※3 参考（沖縄県見積基準日額） 統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。 また、先例の少ない特殊な業務を担当する。 （日額49,900円） 専 門 員 A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。（日額36,500円） 専 門 員 B：上司の指導のもと、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。（日額27,900円）
II 直接経費	
i 補助員人件費	補助的、定型的な業務に従事する補助員（アルバイト等）に係る人件費 ※ 参考 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程、行政職給料表1号給（時給1,040円）、健康保険料、厚生年金保険料等の事業者負担分及び通勤手当等の諸手当は別途
ii 報償費	審査委員会委員や外部専門家の招聘に伴う謝金等
iii 旅費	出張旅費や審査委員会委員の招聘に伴う旅費等
iv 需用費 （消耗品費、印刷製本費等）	必要な物品の購入（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）や、パンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷・製本等（内製）
v 役務費 （通信運搬費、広告宣伝費等）	郵便・運送料、通信・電話料、広告料等
vi 使用料・賃借料	備品等のリース・レンタル料（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）や会議等の会場使用料等
vii その他必要な経費	必要な経費であって、当該事業のために使用されることが特定・確認でき、いずれの区分にも属さないもの
III 再委託費	沖縄県が認める範囲で、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任、準委任又は請負）ために必要な経費 ※仕事の完了を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。 （例）ソフトウェア開発、パンフレットの製本・印刷、番組等コンテンツ制作等
IV 一般管理費	必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて支出を認められた間接経費 （I 直接人件費＋II 直接経費）×100分の10以内 （小数点以下切捨て）
V 消費税	（I 直接人件費＋II 直接経費＋III 再委託費＋IV 一般管理費）×100分の10（小数点以下切捨て）

(3) 直接経費として計上できない経費

- ① 建物等施設に関する経費
- ② 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他事業に関係のない経費

(4) 再委託の禁止

① 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※ 契約の主たる部分

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
- ウ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

② 再委託先の制限

- ア 本委託契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
- イ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

③ 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせことのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ア 事業を実施するために必要な物品制作や機材手配等
- イ 下記④に定める「その他、簡易な業務」
- ウ その他、県と事前協議の上、再委託が必要と認められるもの

④ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

※ その他、簡易な業務の範囲

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

(5) 委託業務の経理

本委託契約では、事業完了時に、契約金額の範囲内で、事業実施に要した経費を精算するため、以下に留意して経理を行うこと。

- ① 本委託業務が完了した際は、事業完了報告書を提出すること。
- ② 本委託業務に係る全ての支出について、支出額、支出先、支出目的等を明らかにする証拠書類（直接人件費については出勤簿や業務日誌等の事業に従事したことがわかる書類、直接経費については見積書、納品書や領収書等）が必要であり、精算とは、沖縄県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- ③ 本委託業務に係る会計帳簿を備え、他の事業と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- ④ 本委託業務に係る支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- ⑤ 委託料の支払いについては、原則精算払いとするが、必要に応じて概算払いできる。概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに沖縄県に提示すること。
- ⑥ 委託業務の実施にあたって、財産（備品等）の取得は認めない。

6 成果物の提出期限及び提出場所

期限 令和8年1月30日（金）

場所 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

部数

- (1) 委託業務完了報告書（1部）
- (2) 実施報告書：製本（10部）
- (3) 実施報告書（概要版）：製本（10部）
- (4) (2) 及び (3) に係る電子ファイル
- (5) 精算報告書（1部）
- (6) 国への報告に係る資料一式（1部）

7 沖縄県 WEB サイトへの掲載

沖縄県は、報告書（概要版）を沖縄県の WEB サイトに掲載できるものとする。

受託者は、この点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者の承諾を得る等の作業を行うこと。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることができない場合には、WEB サイト掲載用に、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを作成するものとする。

8 事業の著作権

本事業の実績をまとめた報告書を成果品として報告書 10 部及び電子ファイルにて沖縄県に納品すること。報告書には、県ホームページ等で公表可能な県民向け概要版を添付すること。

本事業で制作したPOPなどのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は沖縄県に帰属することとし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

9 契約保証金について

本委託契約を締結するにあたって、受託者は契約保証金として契約額の100分の10以上の金額を沖縄県に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

10 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 提案された内容等を総合的に評価して受託者を決定する。委託契約の締結は、沖縄県との協議により進めていくものとし、必ずしも提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (3) 本仕様書の内容は、実施の段階において予算、その他諸般の事情により変更することがある。

11 その他

- (1) 各種計画等の策定後、事情の変更等により当該計画の修正等が必要となった場合は、適切に対応し、事業実施に影響が出ないように留意すること。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、事務局及び受託事業者双方合意のうえ、決定する。
- (4) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書若しくはマニュアルに定めのない事項については、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課と受託事業者双方で協議のうえ、決定する。